

令和7年度 第6回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

日時：令和8年2月19日（木）15時15分～

場所：SG GROUP ホールはちのへ 会議室（八戸市公民館）

次 第

1. 開会

2. 議事

《協議事項》

- (1) 大野線に係る自家用有償旅客運送の申請について 資料1
- (2) 八戸圏域地域旅客運送サービス継続実施計画（案）について 資料2
- (3) 八戸圏域地域公共交通計画の変更（案）について 資料3
- (4) 八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の変更（案）について 資料4

《報告事項》

- ・岩手県北自動車株式会社の4月1日ダイヤ改正について 資料5

3. 閉会

【配付資料】

- 次第
- 出席者名簿
- 席図
- 資料1：大野線に係る自家用有償旅客運送の申請について
- 資料2：八戸圏域地域旅客運送サービス継続実施計画（案）について
- 資料3：八戸圏域地域公共交通計画の変更（案）について
- 資料4：八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の変更（案）について
- 資料5：岩手県北自動車株式会社の4月1日ダイヤ改正について
- 八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

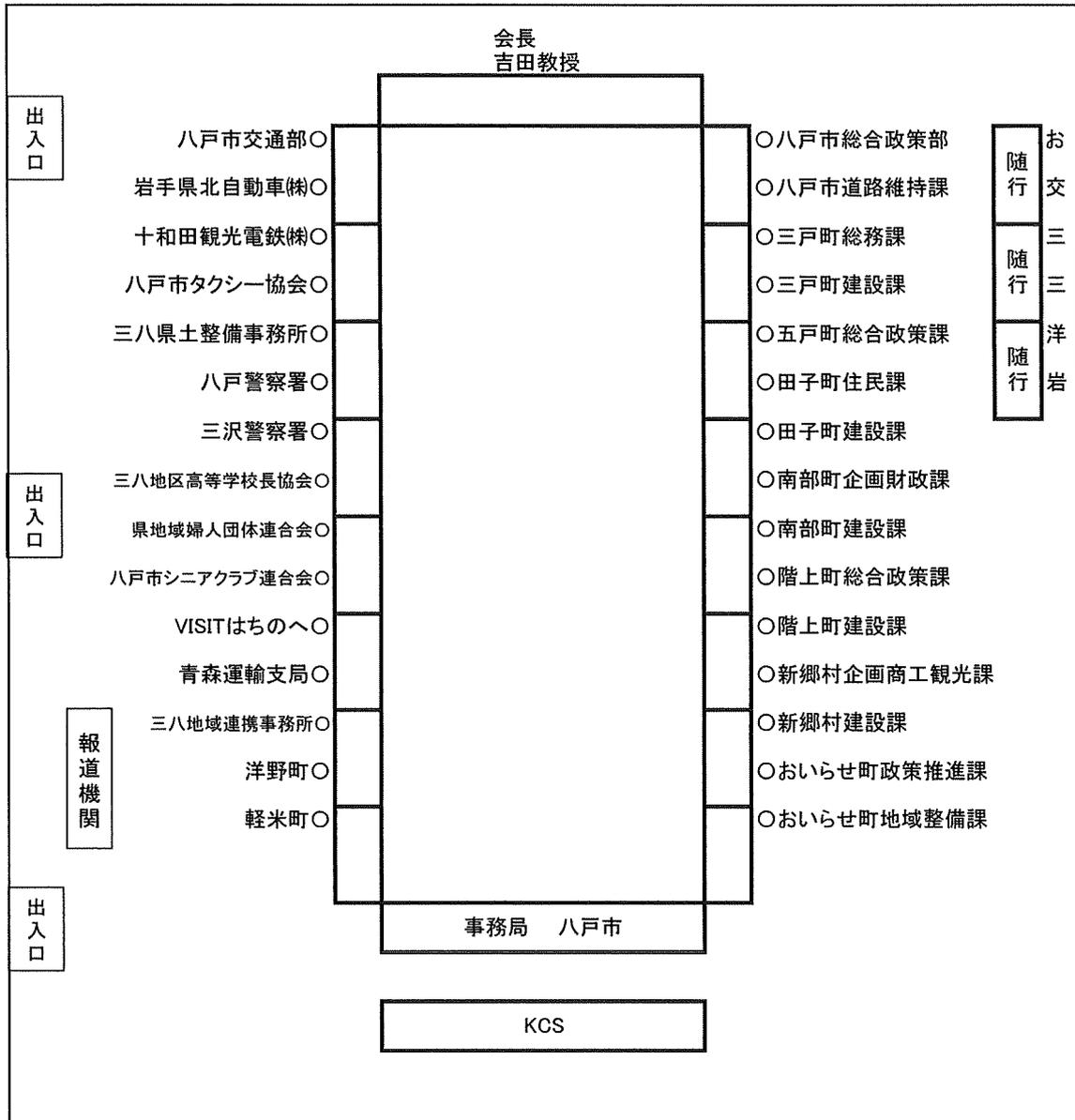
令和7年度 第6回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

(敬称略)

No.	区分	所属	職名	氏名	備考	
1	学識経験者	福島大学	教授	吉田 樹	出 会長	
2		八戸学院大学	特任准教授	井上 丹	欠 アドバイザー	
3	地方公共団体	八戸市	総合政策部次長	安原 清友	出 代理:課長 小笠原 慶信	
4			建設部次長兼道路維持課長	岩谷 寿	出 代理:道路占用グループリーダー 池田 安幸	
5		三戸町	参事 総務課長	太田 明雄	出 代理:主査 渡辺 良太	
6			建設課長	齋藤 優	出	
7		五戸町	総合政策課長	手倉森 崇	出 代理:課長補佐 寺尾 大輔	
8			建設整備課参事	小保内 一典	欠	
9		田子町	住民課長	工藤 義広	出	
10			建設課長	中山 明恒	出	
11		南部町	企画財政課長	菅谷 信也	出	
12			建設課長	石橋 一史	出	
13		階上町	総合政策課長	平戸 真澄	出	
14			建設課長	小笠原 博文	出	
15		新郷村	企画商工観光課長	松原 健夫	出	
16			建設課長	福山 鋼蔵	出	
17		おいらせ町	政策推進課長	田中 貴重	出 随行:主幹 二川目 勝	
18			地域整備課長	岡本 啓一	出	
19		交通事業者	八戸市交通部	次長兼運輸管理課長	鈴木 伸尚	出 随行:営業GL 泉山 裕
20			岩手県北自動車(株)	乗合事業部南部支社分室長	佐藤 欽一	出
21	十和田観光電鉄(株)		執行役員 乗合事業部長	佐藤 美仁	出	
22	八戸市タクシー協会		会長	小笠原 修	出 代理:事務局長 伊藤 正孝	
23	東日本旅客鉄道(株)		八戸統括センター副所長	泉山 大樹	欠	
24	青い森鉄道(株)		経営戦略部長	廣沼 高明	欠	
25	道路管理者	青森県 県土整備部	道路課長	鈴木 英宗	欠	
26	港湾管理者	青森県 三八県土整備事務所	八戸港管理所長	堀川 隆治	出	
27	公安関係者	八戸警察署	交通官	山中 信明	出 代理:交通課 規制係長 榎 浩治	
28		三沢警察署	交通課長	佐藤 敦	出	
29		三戸警察署	交通課長	工藤 真彰	欠	
30		五戸警察署	交通課長	工藤 史智	欠	
31	利用者	八戸商工会議所	専務理事	向井 俊晴	欠	
32		三八地区高等学校長協会	三戸高校長	直町 年行	出	
33		青森県地域婦人団体連合会	常任理事	古里 ツセ	出	
34		八戸市シニアクラブ連合会	会長	上田 武男	出	
35		(一財)VISITはちのへ	専務理事	阿部 寿一	出	
36	関係者	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	企画調整部門 首席運輸企画専門官	小林 弘典	出	
37		国土交通省 青森河川国道事務所	八戸国道出張所長	新井 昌規	欠	
38		青森県 三八地域連携事務所	所長	工藤 福保	出 随行:地域交通・連携課 主事 工藤 祐里 主幹専門員 大山 健	
39	地方公共団体	洋野町	地域振興課長	佐々木 高信	出 随行:課長補佐 林上 英樹	
40	(岩手県)	軽米町	政策推進課長	野中 孝博	出 代理:係長 山下 善昭	
	事務局		政策推進課 参事(交通政策GL)	谷崎 安進	出	
			政策推進課 主幹	相模 将喜	出	
			政策推進課 主査	千葉 明	出	
			政策推進課 主事	八木田 訓寿	出	
	オブザーバー	国土交通省 東北運輸局 交通企画課	専門官	菊池 左月	欠	
		岩手県 ふるさと振興部 交通政策室	地域交通対策課長	山本 章博	欠	
		県北広域振興局経営企画部	企画推進課長	木登 恵一	欠	
			主事	高橋 恵	出	

令和7年度 第6回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 《席図表》

会場: SG GROUPホールはちのへ 会議室(八戸市公民館)

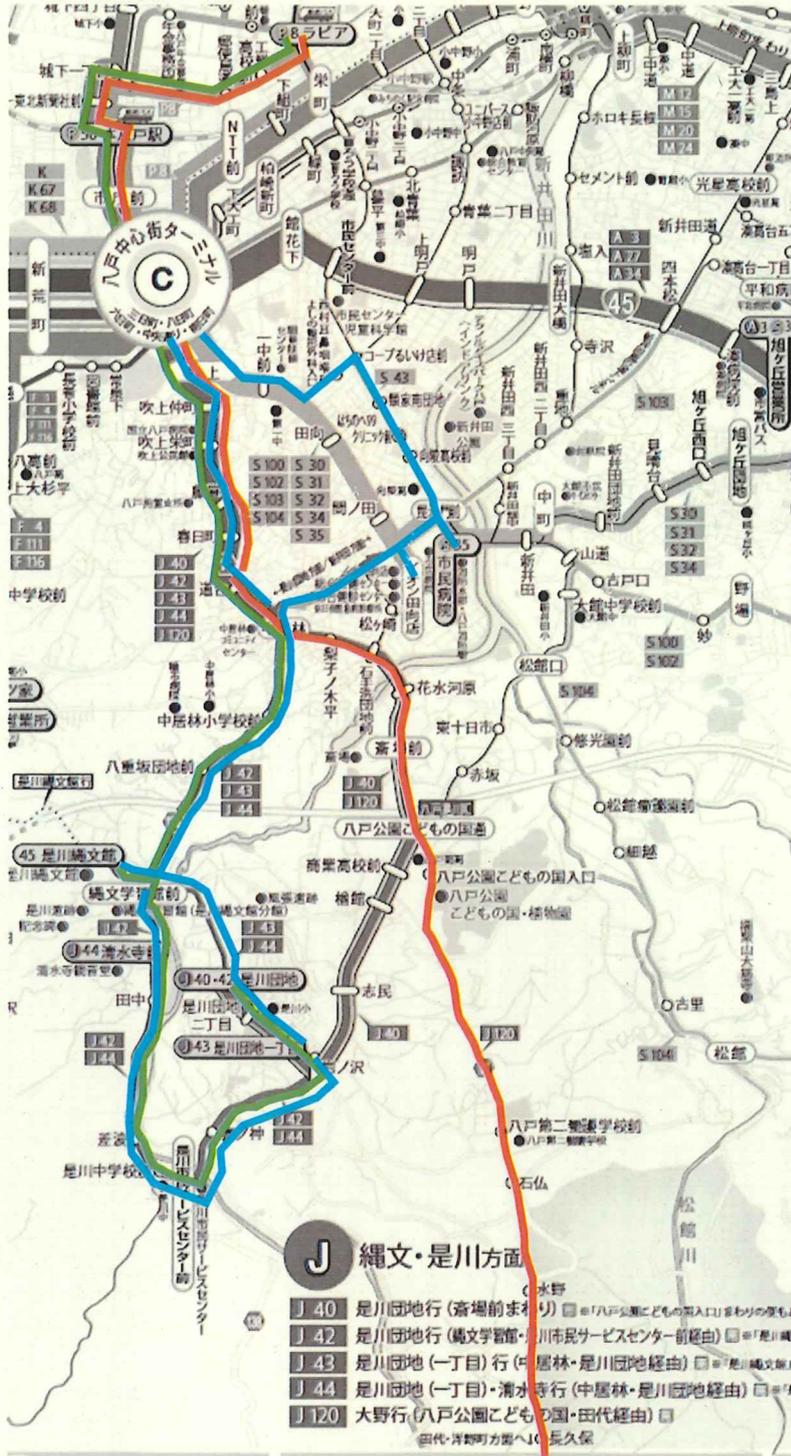


大野線に係る自家用有償旅客運送の申請について

1 路線再編の経緯

第4回八戸圏地域公共交通活性化協議会（令和7年11月25日開催）において、再編の検討をしていると報告した「大野線」、「是川団地・田向循環線」、「是川団地線」の3路線について、一部運行事業者等が決定したので、報告します。

2 対象路線の概要



大野線
 運行本数：1日2.5往復
 乗車人数：1便当たり平均10人が乗車（八戸市外では3人）

是川団地・田向循環線
 運行本数：1日各5往復（「藤覚まわり」と「市民病院まわり」がある。）
 乗車人数：1便当たり平均22人が乗車

是川団地線
 運行本数：1日3.75往復
 乗車人数：1便当たり平均8人が乗車

※現在、市営バスが運行している「是川団地線」については、令和8年度以降も継続運行する。

- J 縄文・是川方面**
- J 40 是川団地行（斎場前まわり）
 - J 42 是川団地行（縄文学館・は川市民サービスセンター前経由）
 - J 43 是川団地（一丁目）行（中層林・是川団地経由）
 - J 44 是川団地（一丁目）清水寺行（中層林・是川団地経由）
 - J 120 大野行（八戸公園こどもの国・田代経由）

(2) 是川・田向線 【路線図：別紙2参照】

【運行概要】

- ①運行形態：一般乗合旅客自動車運送事業
- ②運行経路：是川縄文館を起終点に、中居林、田向、中心街を經由し、ラピアまで運行する。
- ③運行本数：1日4.5往復

※是川・田向を新たに經由する上記(1)大野線の2往復と合わせると、1日6往復程度の運行となる。

【ダイヤ(案)】

【平日】

ラピア	本八戸駅	中心街	コープ	イオン	八重坂	縄文館
8:28	8:35	8:41	8:51	9:02	9:08	9:13
9:38	9:45	9:51	10:01	10:12	10:18	10:23
10:48	10:55	11:01	11:11	11:22	11:28	11:33
13:58	14:05	14:11	14:21	14:32	14:38	14:43

縄文館	八重坂	イオン	コープ	中心街	本八戸駅	ラピア
8:20	8:22	8:28	8:38	8:52	8:58	9:08
9:25	9:27	9:33	9:43	9:57	10:03	10:13
11:20	11:22	11:28	11:38	11:52	11:58	12:08
13:10	13:12	13:18	13:28	13:42	13:48	13:58
16:45	16:47	16:53	17:03	17:17	17:23	17:33

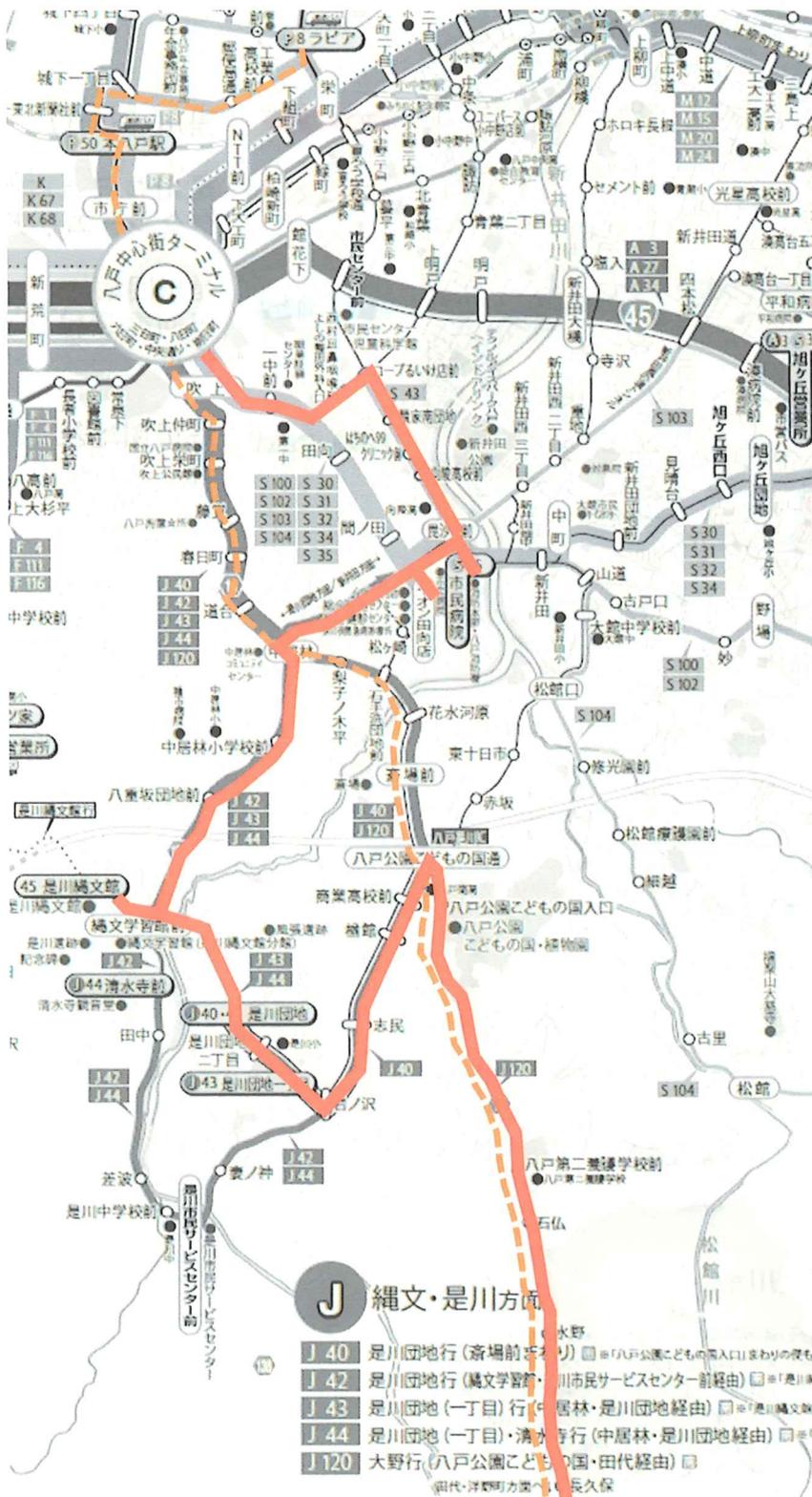
【土日祝】

ラピア	本八戸駅	中心街	コープ	イオン	八重坂	縄文館
8:28	8:35	8:41	8:51	9:02	9:08	9:13
9:38	9:45	9:51	10:01	10:12	10:18	10:23
10:48	10:55	11:01	11:11	11:22	11:28	11:33
12:45	12:55	13:01	14:21	14:32	14:38	14:43

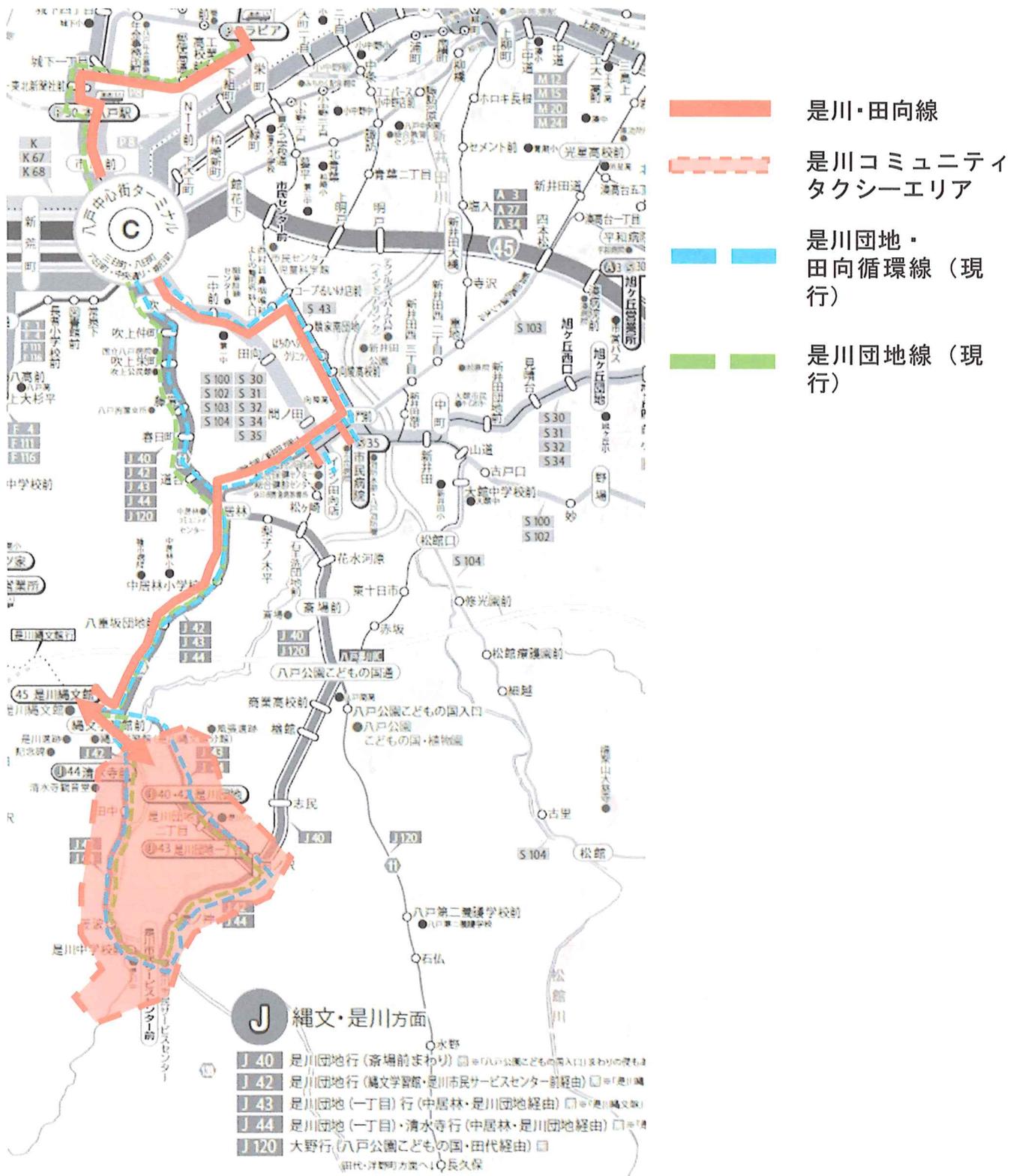
縄文館	八重坂	イオン	コープ	中心街	本八戸駅	ラピア
9:25	9:27	9:33	9:43	9:57	10:03	10:13
11:20	11:22	11:28	11:38	11:52	11:58	12:08
13:10	13:12	13:18	13:28	13:42	13:48	13:58
15:00	15:02	15:08	15:18	15:32	15:38	15:48

- ④運行事業者：岩手県北自動車(株)南部支社
- ⑤使用車両：中・大型バス
- ⑥運賃(予定)：

「大野線」代替運行の路線図



「是川・田向線」、「是川コミュニティタクシー」代替運行の路線図



八戸圏域地域旅客運送サービス継続実施計画（案）

2025 年（令和 8 年）2 月策定

八戸市

1. 実施区域

是川団地・田向循環線（八戸市是川地区一内丸地区）
（八戸市是川地区、中居林地区、吹上地区、内丸地区、城下地区、江陽地区）

2. 事業の内容・実施主体

(1)事業の内容・実施主体

事業主体	岩手県北自動車株式会社
運送機関	一般乗合旅客自動車運送事業
態様	路線定期運行
運行期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日
運行経路	別紙のとおり
運行日	毎日
運行時間・運行便数	別紙のとおり
運行車両	中型・大型バス
運賃体系	別紙のとおり

(2)公募の結果

選定方法	公募型プロポーザル方式
スケジュール	プロポーザル開始 令和7年12月19日 企画提案書の提出期限 令和8年1月9日 審査会 令和8年1月20日 審査結果の通知・公表 令和8年1月23日
応募事業者数	1社
選定事業者	岩手県北自動車株式会社

3. 地方公共団体による支援内容

(1)運行経費に係る予算措置

国の補助事業を活用しながら運行事業者に対して支援を行う。

(2)沿線住民と連携した利用促進策

地域住民や事業者と連携し利用促進を図る。

4. 実施予定期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

5. 事業実施に必要な資金の額・調達方法

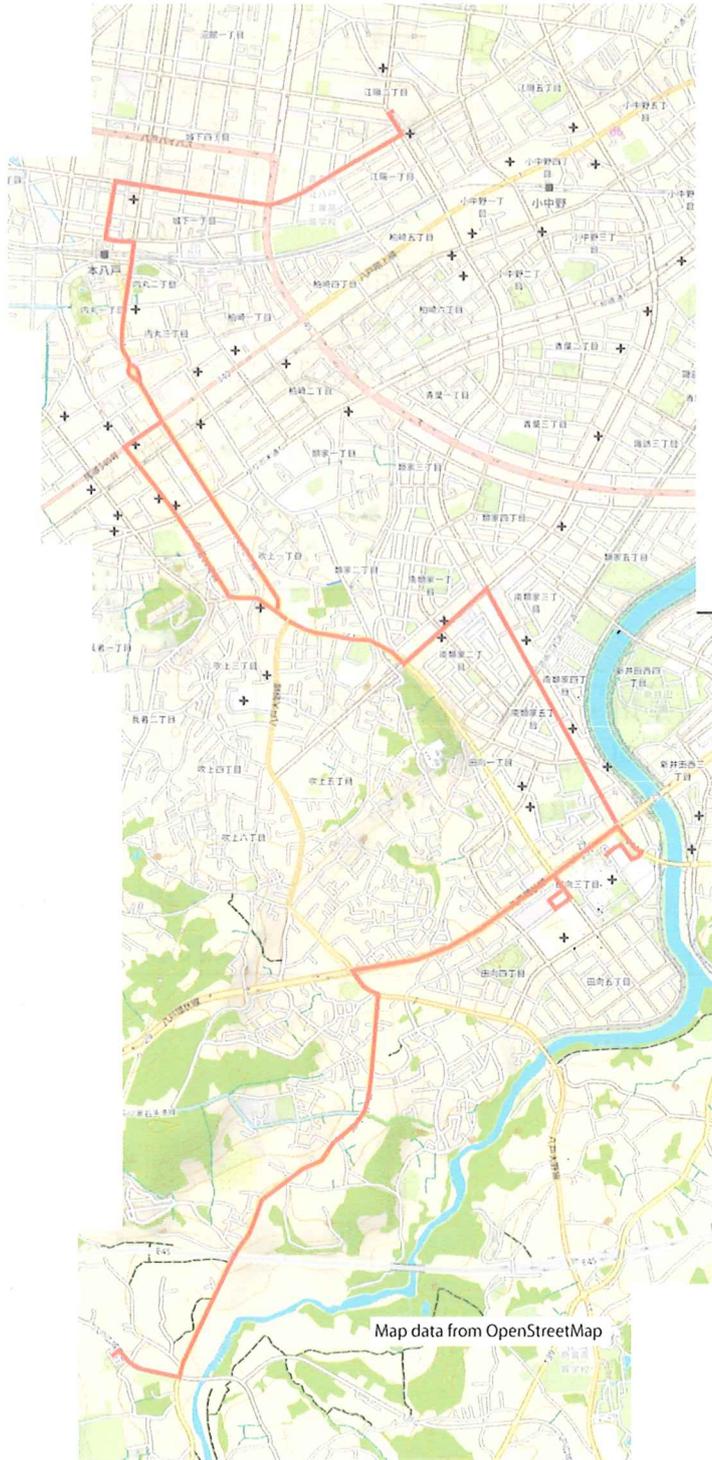
項目	総事業費	内訳	調達方法		実施年度
			調達主体	(補助金等)	
路線定期運行による接続	1,835 千円	補助金	八戸市 917 千円	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	令和8～10年度
		委託料	八戸市 918 千円	運行に関わる委託料	

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載の通り調達がなされない場合があり得る。

6. 事業の効果

項目	事業の効果	八戸圏域地域公共交通計画での目標における位置づけ
路線定期運行による接続	是川・田向線の公共交通年間利用者数の維持 (現況値) 45,000 人 (目標値) 45,000 人	目標1：公共交通沿線地域の定住促進に資する、市町村間および地域間を結ぶ公共交通ネットワークの利便性・持続性を向上するに含まれる。

(1) 運行経路



八戸圏域地域公共交通計画の修正事項一覧（令和7年度時点）

ページ	項目	変更の内容
表紙	計画の作成主体	・岩手県軽米町・洋野町を追加
P.3	3-1 計画の対象区域	・洋野町・軽米町を追加 ・両町を追加する理由を記載
P.21	1-2 地域公共交通ネットワークの将来像 図 八戸圏域の地域公共交通ネットワークの将来像	・大野線代替路線の洋野町・軽米町部分の経路を追加
P.23	1-2 地域公共交通ネットワークの将来像 表 市内幹線軸の名称・区間一覧	・⑤中居林幹線軸の調整を図る主な路線から「是川団地線（是川市民サービスセンターまわり）」を削除（訂正線で処理） ・⑤中居林幹線軸の「区分」を「幹線軸」から「準幹線軸」へ変更 ・上記に伴い、幹線軸の通し番号を変更
P.37	2-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性 図 八戸圏域の地域公共交通ネットワーク	・大野線代替路線の洋野町・軽米町部分の経路を追加
P.38 ~ 39	2-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性 表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要 表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性	・大野線代替路線を追加 ※「補助事業の活用区分」を「フィーダー系統補助（利便増進特例）」に修正 ・事業者名「(株)東北都市交通」を追加
P.43	3-3 各施策の概要 ■施策1：幹線軸・準幹線軸の品質確保（継続） 表 市内幹線軸の目標運行間隔等	・中居林幹線軸の目標運行間隔を「1時間に3本以上」から「1時間に2本以上」に変更 ・中居林幹線軸の「区分」を「幹線軸」から「準幹線軸」へ変更 ・上記に伴い、幹線軸の通し番号を変更 ・中居林幹線軸の「関連主体」から南部バスを削除
P.48 ~ 49	3-4 地域公共交通確保維持改善事業の必要性 表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要 表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性	・笹ノ沢地区の公共ライドシェアを追加 ・大野線を追加、「補助事業の活用区分」を「フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）」に修正 ・是川・田向線を追加、「補助事業の活用区分」を「フィーダー系統補助（地域旅客サービス継続事業を活用）」に修正

		<ul style="list-style-type: none"> ・是川コミュニティタクシーを追加、「補助事業の活用区分」を「フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）」に修正 ・事業者名「(株)東北都市交通」を追加
P.53	<p>4 - 3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性</p> <p>表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要</p> <p>表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大野線代替路線を追加 ・事業者名「(株)東北都市交通」を追加
P.69	表 計画の推進・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県地域公共交通活性化協議会 三八地域分科会へ修正（旧：青森県バス交通等対策協議会）

八戸圏域地域公共交通計画

2023年(令和5年) 3月

2024年(令和6年) 3月変更

2026年(令和8年) 3月変更

八戸市・三戸町・五戸町・田子町・
南部町・階上町・新郷村・おいらせ町・

岩手県軽米町・洋野町

3. 計画の対象

3-1 計画の対象区域

本計画の対象区域は、八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）全域、及び岩手県洋野町と岩手県軽米町※1とする。

なお、圏域を跨いで運行する公共交通については、青森県の計画（青森県地域公共交通計画）の位置づけを踏まえ、必要に応じて本計画でも対象として整理する。

※1：洋野町と軽米町を追加する理由

当該圏域と岩手県洋野町・軽米町にかけて運行するバス路線・大野線（岩手県北自動車）において、利用の低迷や事業者の人員不足を背景に、計画期間中での再編・見直しが必要となった。

再編・見直し後の移動サービスに対し、沿線市町村が一体的に取り組むために当該2町を対象区域に追加するものである。

3-2 計画の対象とする交通モード

対象とする交通モードについては下図に示すとおりとする。

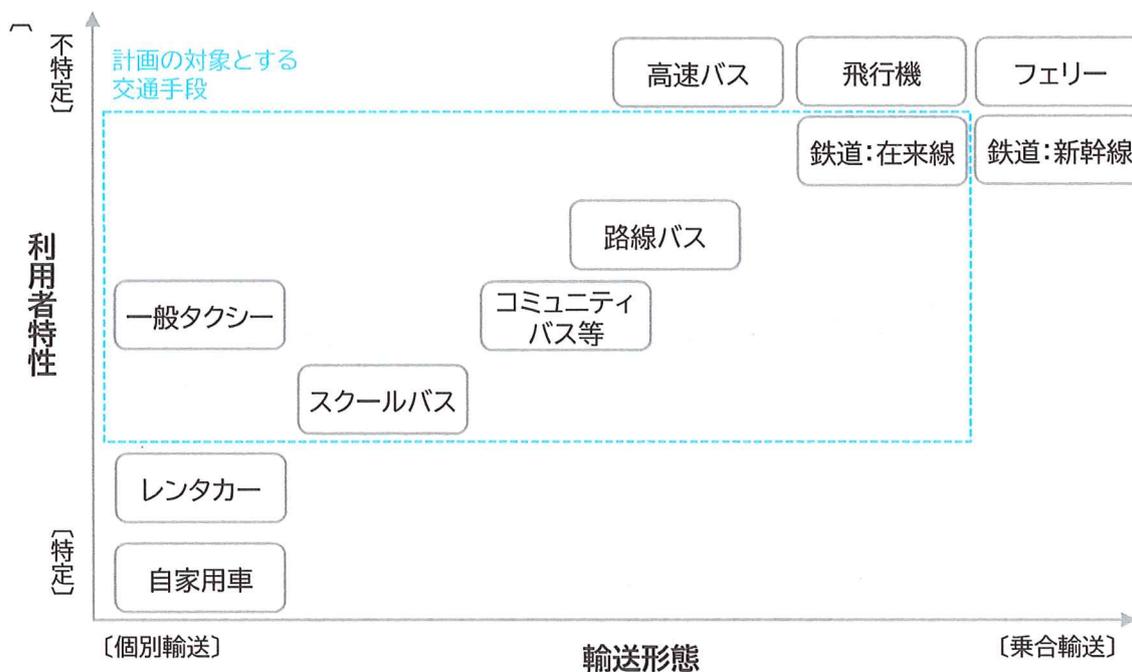


図 計画の対象とする交通モード

1-2 地域公共交通ネットワークの将来像

基本方針に基づく施策を推進することで、実現を目指す地域公共交通ネットワークの将来像を示す。

なお、八戸市では、長期にわたって市と交通事業者が公共交通に対する各種取組を実施しており、市内のサービス水準が高く、また、圏域の中核としての役割も大きいことから、本市における公共交通ネットワークの将来像も併せて示す。

(1)八戸圏域全体

軸及び拠点に関する名称（広域連携軸①・②及び地域間連携軸、ゲートウェイ）については、青森県の計画に記載される名称及び鉄道、路線を踏襲して設定している。なお、中心拠点・交通拠点については、本圏域の特性等を踏まえて本計画独自で設定している。



図 八戸圏域の地域公共交通ネットワークの将来像

※広域連携軸①：新幹線、広域連携軸②：JR 八戸線・青い森鉄道、地域間連携軸：路線バス

表 市内幹線軸の名称・区間一覧

区分	名称	区間	調整を図る主な路線
幹線	①八戸駅幹線軸	中心街～八戸駅	八戸駅線(田面木経由) 八戸駅線(根城大橋まわり) 西高校線
	②田面木幹線軸	中心街～田面木	八戸駅線(田面木経由) 西高校線 八戸ニュータウン・高専線 一日市線 三八線
	③根城大橋幹線軸	中心街～卸センター通	八戸駅線(根城大橋まわり) 西高校線
	④湊方面幹線軸	中心街～上柳町～労災病院通	鮫小学校通行き(上柳町まわり) 鮫中学校線 岬台団地線
	⑤市民病院・田向幹線軸	中心街～市民病院	旭ヶ丘・町畑線 多賀台団地線 日計線 階上中学校線
	⑥旭ヶ丘幹線軸	中心街～旭ヶ丘営業所(国道経由)	八戸駅線(根城大橋まわり)
準幹線	⑦中居林幹線軸	中心街～中居林	是川団地線(斎場前まわり) 是川団地線(是川市民サービスセンターまわり) 是川団地-新井田線
	⑧ニュータウン幹線軸	中心街～八戸ニュータウン	八戸ニュータウン・高専線 八戸ニュータウン線
	⑨多賀台幹線軸	中心街～多賀台団地	多賀台団地線
	⑩八太郎幹線軸	中心街～八太郎	日計線 多賀台団地線(八太郎まわり)
	⑪鮫幹線軸	労災病院通～鮫小学校通	鮫小学校通行き(上柳町まわり) 鮫中学校線
	⑫岬台幹線軸	労災病院通～岬台団地	岬台団地線 岬台団地～ピアドゥ・ラピア線
	⑬旭ヶ丘団地幹線軸	市民病院～旭ヶ丘営業所	八戸駅線(根城大橋まわり)

【市内幹線軸のサービス水準の考え】

幹線：平日・昼間時（10～15時台）において、高いサービス品質の確保を目指す。

準幹線：平日・昼間時（10～15時台）において、幹線軸に次ぐサービス品質の確保を目指す。また、利用促進等により、幹線として位置づけられることを目指す。

2-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性



図 八戸圏域の地域公共交通ネットワーク

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統区分	系統名	起点・終点	事業者名	事業許可区分・運行態様	補助事業の活用区分
地域間連携軸	階上庁舎線	ラピアバスターミナル・階上庁舎前	岩手県北自動車	4条乗合・路線定期運行	地域間幹線系統補助
	市ノ沢線	ラピアバスターミナル・大洋公園前	同上	同上	地域間幹線系統補助
	八戸線	ラピアバスターミナル・五戸駅前	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	三八線（虎渡経由）	ラピアバスターミナル・三戸営業所	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	三八線（下名久井経由）	ラピアバスターミナル・三戸営業所	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	階上循環線	八戸営業所・中心街（八日町）／十一日町	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	田子線	三戸駅前・田子	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	階上中学校線	ラピアバスターミナル・階上中学校	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	バーデハウス線	ラピアバスターミナル・バーデハウス	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	十和田市線	五戸駅前・東十一番町	同上	同上	地域間幹線系統補助
	八戸線（下田バイパス経由、下田駅経由）	元町東・八戸中心街ターミナル	十和田観光電鉄	4条乗合・路線定期運行	地域間幹線系統補助
	大野線	大野・八戸中心街ターミナル	東北都市交通	78条・定時定路線	フィーダー系統補助（利便増進特例or地域旅客サービス継続事業を活用）

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性(1/2)

系統名	必要性
階上庁舎線	○当該系統は階上町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されているほか、八戸市内においても沿線の大学や病院などへの移動などさまざまな目的で利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
市ノ沢線	○当該系統は南郷地域から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
八戸線	○当該系統は五戸町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。特に、五戸町から八戸駅付近に立地する高校などへの通学手段としても活用されているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性(2/2)

系統名	必要性
三八線(虎渡経由)	<ul style="list-style-type: none"> ○当該系統は南部町・三戸町から八戸市への移動や、2町間・2町内での移動にも利用されており、沿線地域の生活を支える重要な役割を担っている。 ○当該系統と並行して青い森鉄道が運行するものの、駅から離れた地域の住民の貴重な移動手段として、市域を跨いだ広域的な移動を支えているため、運行を維持することが求められる。
三八線(下名久井経由)	<ul style="list-style-type: none"> ○当該系統は南部町・三戸町から八戸市への移動や、2町間・2町内での移動にも利用されており、沿線地域の生活を支える重要な役割を担っている。 ○当該系統と並行して青い森鉄道が運行するものの、駅から離れた地域の住民の貴重な移動手段として、市域を跨いだ広域的な移動を支えているため、運行を維持することが求められる。
階上循環線	<ul style="list-style-type: none"> ○当該系統は階上町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。 ○特に八戸市内や階上町内においては、当該路線の単独運行区間となっている区間が多く、沿線地域から八戸市街地へ直接移動することが出来る唯一の移動手段であるなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
田子線	<ul style="list-style-type: none"> ○当該系統は田子町から三戸町への通学などの目的で利用されているほか、三戸駅で青い森鉄道に乗り継ぐ移動などにも利用されている。 ○また、朝の時間帯においては別系統の三八線への直通運行を行っており、八戸市街地への直接移動することが出来る唯一の移動手段として生活を支える役割を担っているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
階上中学校線	<ul style="list-style-type: none"> ○当該系統は階上町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。 ○また、八戸市内においても沿線の大学や病院などへの移動などに利用されているほか、階上町内においても中学生の通学に利用されているなど、さまざまな目的に利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
バーデハウス線	<ul style="list-style-type: none"> ○当該系統は南部町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。 ○特に三八線が運行していない通清水付近などでは、当該地区から八戸市中心街へ移動する唯一の交通手段であり、さまざまな目的に利用されているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
十和田市線	<ul style="list-style-type: none"> ○当該系統は五戸町から十和田市への通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。 ○特に五戸町に立地していた高校が閉校し、十和田市方面への通学需要が高まりを見せる中において、通学手段として重要な役割を担っているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
八戸線(下田バイパス経由、下田駅経由)	<ul style="list-style-type: none"> ○当該系統は十和田市から六戸町・おいらせ町を経由して八戸市までを結ぶ路線であり、2市間や町から両市への移動などの目的で利用されている。 ○また、沿線に立地する大型商業施設への移動手段として周辺市町村からの移動にも利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
大野線	<ul style="list-style-type: none"> ○大野線は、洋野町・軽米町から八戸市内の病院や高校などへの移動手段として利用されているほか、八戸市や階上町においても、沿線地域から八戸市街地への移動手段として重要な役割を果たしており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。

3-3 各施策の概要

①「便利に使える」公共交通プロジェクト

八戸市としてこれまで築き上げてきた公共交通サービスの品質を今後も確保・維持するためのプロジェクトを展開する。プロジェクトに係る具体的な施策は以下のとおりである。

■施策1:幹線軸・準幹線軸の品質確保(継続)

市内幹線軸に関するサービス水準を下表のとおり設定し、引き続き共同運行や運行間隔の平準化などを行うことで、品質の高いサービスの提供を維持する。

なお、幹線軸の区間やサービス水準などにおいては、利用状況のモニタリングや検証、及び情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて利便増進や、効率改善に向けた見直しを検討する。

表 市内幹線軸の目標運行間隔等

区分	名称	区間	目標運行間隔	実施する施策	関連主体
幹線	①八戸駅幹線軸	中心街～八戸駅	1時間に4本以上	共同運行 等間隔運行	市営バス 南部バス
	②田面木幹線軸	中心街～田面木	1時間に3本以上	共同運行 等間隔運行	市営バス 南部バス
	③根城大橋幹線軸	中心街～卸センター通	1時間に3本以上	共同運行 等間隔運行	市営バス 南部バス
	④湊方面幹線軸	中心街～上柳町～労災病院通	1時間に4本以上	等間隔運行	市営バス
	⑤市民病院・田向幹線軸	中心街～市民病院	最大運行間隔 20分以内	等間隔運行	市営バス 南部バス
	⑥旭ヶ丘幹線軸	中心街～旭ヶ丘営業所(国道経由)	最大運行間隔 20分以内	高頻度運行	市営バス
準幹線	⑦中居林幹線軸	中心街～中居林	1時間に2本以上	等間隔運行	市営バス 南部バス
	⑧ニュータウン幹線軸	中心街～八戸ニュータウン	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス
	⑨多賀台幹線軸	中心街～多賀台団地	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス
	⑩八太郎幹線軸	中心街～八太郎	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス
	⑪鮫幹線軸	労災病院通～鮫小学校通	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス
	⑫岬台幹線軸	労災病院通～岬台団地	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス 南部バス
	⑬旭ヶ丘団地幹線軸	市民病院～旭ヶ丘営業所	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス

【市内幹線軸のサービス水準の考え】

幹線：平日・昼間時（10～15時台）において、高いサービス品質の確保を目指す。

準幹線：平日・昼間時（10～15時台）において、幹線軸に次ぐサービス品質の確保を目指す。また、利用促進等により、幹線として位置づけられることを目指す。

実施主体	年度別実施概要					
	2023	2024	2025	2026	2027	2028
バス事業者 八戸圏域	利便増進実施計画策定	↓				
バス事業者 八戸市	運行(継続)	同左	同左	同左	同左	同左

3-4 地域公共交通確保維持改善事業の必要性



図 八戸市の地域公共交通ネットワーク

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統区分	系統名	起点・終点	接続する地域間幹線系統・バス停	事業者名	事業許可区分・運行態様	補助事業の活用区分
フィーダー系統 (八戸市)	南郷地域コミュニティタクシー	区域運行	市ノ沢線・市ノ沢	日の出タクシー	4条乗合・区域運行	フィーダー系統補助 (利便増進特例を活用)
	笹ノ沢地区公共ライドシェア	笹ノ沢・八戸駅西口	八戸線・八戸駅	笹ノ沢地域交通運営協議会	78条・定時定路線	フィーダー系統補助 (利便増進特例を活用)
	大野線	大野・八戸中心街ターミナル	階上庁舎線・市民病院	東北都市交通	78条・定時定路線	フィーダー系統補助 (利便増進特例)
	是川・田向線	是川縄文館・ラピアバスターミナル	三八線・ラピアバスターミナル	岩手県北自動車	4条乗合・定時定路線	フィーダー系統補助 (地域旅客サービス継続事業を活用)
	是川コミュニティタクシー	区域運行	〇〇	〇〇	4条乗合・区域運行	フィーダー系統補助 (利便増進特例を活用)

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

系統区分	必要性
<p>フィーダー系 統（八戸市）</p>	<p>フィーダー系統は、市内幹線軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。</p> <p>南郷地域のコミュニティタクシーは、市中心街への通学手段である市ノ沢線と接続することで、当地域における通学利便性を確保しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。</p> <p>笹ノ沢地区公共ライドシェアは、当該地区の唯一の公共交通であるなど、ほかにとって替わることができず、自由な移動手段を持たない住民の日常生活の移動を支える重要な役割を果たしている。</p> <p>大野線は、洋野町・軽米町から八戸市内の病院や高校などへの移動手段として利用されているほか、八戸市内においても、沿線地域から八戸市街地への移動手段として重要な役割を果たしている。</p> <p>是川・田向線は、是川団地から中心街やラピアなどへの移動手段として、日常生活の多様な目的に対応しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。</p> <p>是川コミュニティタクシーは、是川地区内のバス停から遠いエリアも含めたさまざまな場所から是川地区の中心部へ移動することができ、路線バスへの乗り継ぎを行うことができる移動サービスであるなど、日常生活の多様な目的に対応しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>

4-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

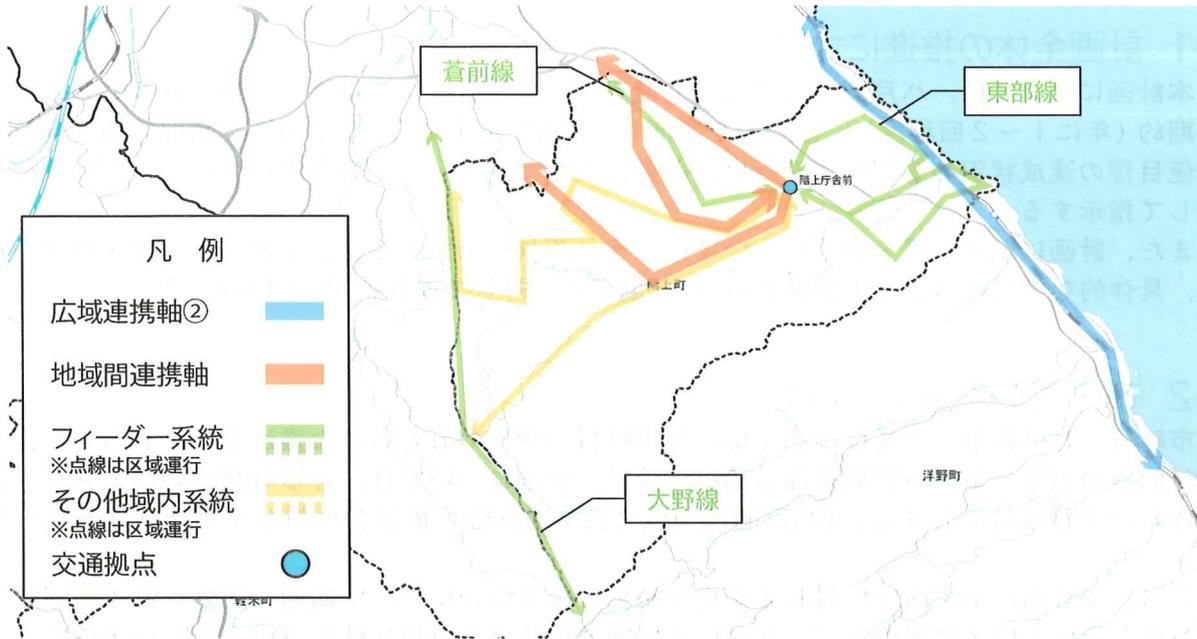


図 階上町方面の地域公共交通ネットワーク

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統区分	系統名	起点・終点	接続する地域間幹線系統・バス停	事業者名	事業許可区分・運行態様	補助事業の活用区分
フィーダー系統 (階上町)	東部線 ※6系統	ハートフルプラザ～ハートフルプラザ	階上循環・階上庁舎前	北日本中央観光バス	4条乗合・路線定期運行	フィーダー系統補助 (利便増進特例を活用)
	蒼前線	みうらクリニック～ハートフルプラザ	階上循環・階上庁舎前	岩手県北自動車	4条乗合・路線定期運行	フィーダー系統補助 (利便増進特例を活用)
	大野線	大野・八戸中心街ターミナル	階上庁舎線・市民病院	東北都市交通	78条・定時定路線	フィーダー系統補助 (利便増進特例を活用)

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

系統区分	必要性
フィーダー系統 (階上町)	<p>フィーダー系統は、広域連携軸②や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、広域路線への接続や町内での移動手段として重要な役割を担っている。</p> <p>東部線については、町中心部と交通拠点の階上駅との連携を担っており、蒼前線については、人口集積が顕著な蒼前地区から町中心部への移動手段としての役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。</p> <p>大野線は、洋野町・軽米町から八戸市内の病院や高校などへの移動手段として利用されているほか、階上町の沿線地域から八戸市街地への移動手段として重要な役割を果たしている。</p>

1. 計画の推進・管理体制

1-1 計画全体の推進について

本計画については、八戸圏域地域公共交通活性化協議会による推進・管理を行うこととし、定期的（年に1～2回程度）に協議会を開催し、計画に示す施策・事業の進捗状況等の管理や、数値目標の達成状況の管理などを行い、必要に応じて施策・事業の改善について、実施主体に対して指示する。

また、計画に示す施策・事業については、それぞれに示す実施主体が連絡・調整・協議を行い、具体的な実行についての検討を行う。（協議会に対して進捗状況を報告する）

1-2 市町村の施策について

市町村ごとの施策・事業については、各市町村の管轄のもと着実な推進を行うものとし、市町村個別の施策・事業の実施に係る協議・検討・管理については、各市町村の地域公共交通会議において行うものとする。（八戸圏域地域公共交通活性化協議会に対して進捗状況を報告する）

なお、本計画に示す内容に対して変更が必要となる場合には、定期的で開催される圏域ワーキング会議において協議の上で、さらに八戸圏域地域公共交通活性化協議会において協議を行い、変更の承認を得る必要がある。

表 計画の推進・管理体制

会議体	構成員	役割
八戸圏域地域公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 ・行政(国・県・市町村) ・学識経験者 ・交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 など	<ul style="list-style-type: none"> ○計画全体の推進・管理 ○施策・事業の進捗管理や数値目標の達成状況等の管理 ○必要に応じて施策の改善などを指示 ※計画の変更などを行う場合は、当協議会による協議・承認が必要
青森県地域公共交通活性化協議会 三八地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 ・行政(国・県・各市町村) ・交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 など	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の運行計画の変更・新規に関する内容の協議・承認
各市町村の地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 ・行政(国・県・各市町村) ・交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 など	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村別計画の推進・管理 ○市町村個別の施策・事業に関する協議・検討・管理
八戸圏域地域公共交通活性化協議会 圏域ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村交通担当者 ・学識経験者 ・交通事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○施策・事業に関する具体的な内容等に関する協議・調整

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統区分	系統名	起点・終点	事業者名	事業許可区分・運行態様	補助事業の活用区分
地域間連携軸	階上庁舎線	ラピアバスターミナル・階上庁舎前	岩手県北自動車	4条乗合・路線定期運行	地域間幹線系統補助
	市ノ沢線	ラピアバスターミナル・大洋公園前	同上	同上	地域間幹線系統補助
	八戸線	ラピアバスターミナル・五戸駅前	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	三八線（虎渡経由）	ラピアバスターミナル・三戸営業所	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	三八線（下名久井経由）	ラピアバスターミナル・三戸営業所	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	階上循環線	八戸営業所・中心街（八日町）／十一日町	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	田子線	三戸駅前・田子	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	階上中学校線	ラピアバスターミナル・階上中学校	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	バーデハウス線	ラピアバスターミナル・バーデハウス	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	十和田市線	五戸駅前・東十一番町	同上	同上	地域間幹線系統補助
	八戸線（下田バイパス経由、下田駅経由）	元町東・八戸中心街ターミナル	十和田観光電鉄	4条乗合・路線定期運行	地域間幹線系統補助
	大野線	大野・八戸中心街ターミナル	東北都市交通	78条・定時定路線	フィーダー系統補助（利便増進特例）

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性(1/2)

系統名	必要性
階上庁舎線	○当該系統は階上町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されているほか、八戸市内においても沿線の大学や病院などへの移動などさまざまな目的で利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
市ノ沢線	○当該系統は南郷地域から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
八戸線	○当該系統は五戸町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。特に、五戸町から八戸駅付近に立地する高校などへの通学手段としても活用されているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。

八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の修正事項一覧（令和7年度時点）

ページ	項目	変更の内容
表紙	計画の作成主体	・岩手県軽米町・洋野町を追加
P.1	2 計画の区域	・洋野町・軽米町を追加 ・両町を追加する理由を記載 ※地域公共交通計画と同様
P.2	図 再編エリアの区分（左：圏域全体、右：八戸市内）	・洋野町・軽米町を追加
P.11	1. 実施内容の全体像	・八戸市に「大野線の見直し」、「笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」、「深夜乗合タクシーの導入」を追加
P.12	同上	・八戸市に「大野線の見直し」、「笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」、「深夜乗合タクシーの導入」を追加
P.14	2-1 事業概要図	・八戸市に「大野線の見直し」、「笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」、「深夜乗合タクシーの導入」を追加
P.56	2-4 五戸町・新郷村方面 （1）八戸線（扇田経由）の見直し ②運行概要図 事業実施後	・八戸駅付近の運行経路を変更（道路整備に伴う経路変更）
P.58	2-4 五戸町・新郷村方面 （2）八戸線（高館経由）の見直し ②運行概要図 事業実施後	・八戸駅付近の運行経路を変更（道路整備に伴う経路変更）
P.61	2-5 おいらせ町方面 （1）おいらせ町コミュニティバス等の見直し ②運行概要図 事業実施後	・バス停名称を「DCM サンワ前」から「住吉四丁目」へ変更
P.66 ~ 67	—	・「(2) 大野線の見直し」を追加
P.69	2-7 八戸駅幹線軸周辺 （1）複数事業者での路線の見直し ②運行概要図	・八戸駅付近の運行経路を変更（道路整備に伴う経路変更）
P.76 ~ 77	—	・「(2) 笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」を追加
P.78 ~ 79	—	・「(3) 深夜乗合タクシーの導入」を追加
P.88	1. 利便増進事業の実施による効果	・「大野線の見直し」、「笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」、「深夜乗合タクシーの導入」を追加

八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画

2024年(令和6年) 3月認定

2026年(令和8年) ●月変更認定

八戸市・三戸町・五戸町・田子町・
南部町・階上町・新郷村・おいらせ町・

岩手県軽米町・洋野町

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

「八戸圏域地域公共交通計画（以下、公共交通計画という）」では、圏域が目指す公共交通の将来像である「基本理念：公共交通指向型の圏域づくり」に基づき5つの「基本方針」と4つの「目標」を設定し、その目標達成に向けた具体的な事業・施策を記載している。

本計画では、公共交通計画に示す将来像の実現を目指すとともに、地域公共交通の再編・見直しなどによる公共交通の利便増進を図ることを目的として、「八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画」を策定する。

2. 計画の区域

本計画の対象区域は、八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）全域、及び岩手県洋野町と岩手県軽米町^{※1}とする。

なお、圏域を跨いで運行する公共交通については、青森県の計画（青森県地域公共交通計画）の位置づけを踏まえ、必要に応じて本計画でも対象として整理する。

※1：洋野町と軽米町を追加する理由

当該圏域と岩手県洋野町・軽米町にかけて運行するバス路線・大野線（岩手県北自動車）において、利用の低迷や事業者の人員不足を背景に、計画期間中での再編・見直しが必要となった。

再編・見直し後の移動サービスに対し、沿線市町村が一体的に取り組むために当該2町を対象区域に追加するものである。

3. 計画の期間

本計画は2024年度（令和6年度）を初年度として2028年度（令和10年度）までの5か年を計画期間とする。

計画名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
八戸圏域地域公共交通計画		2019~2022				2023~2028(改定後)					
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画(本計画)		2019~2023					2024~2028				
上位計画	第2期八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン				2022~2026						
	青森県地域公共交通計画					2023~2027					

図 計画の期間

4. 事業の進め方

公共交通ネットワークの再編・見直しを進める上では、路線単体ではなく関連する路線なども含めて、公共交通全体を面的に捉えて検討することが必要となるため、各路線が運行する地域により関連路線をまとめ、八戸市内、階上町方面、南部町・三戸町・田子町方面、五戸町・新郷村方面、おいらせ町方面にエリアを区分して検討を進める。

また、八戸市内では、市内幹線軸や南郷地域など、さらに区分し、圏域全体で計 11 エリアに分けて事業を整理する。

【再編を検討する際のエリア区分】

〔圏域全体〕

- ①階上町方面
- ②南部町・三戸町・田子町方面
- ③五戸町・新郷村方面
- ④おいらせ町方面

〔八戸市内〕

- ⑤南郷地域方面
- ⑥八戸駅幹線軸周辺
- ⑦湊方面・鮫・岬台幹線軸周辺
- ⑧中居林幹線軸周辺
- ⑨八太郎・多賀台幹線軸周辺
- ⑩市民病院・田向・旭ヶ丘幹線軸周辺
- ⑪ニュータウン幹線軸周辺

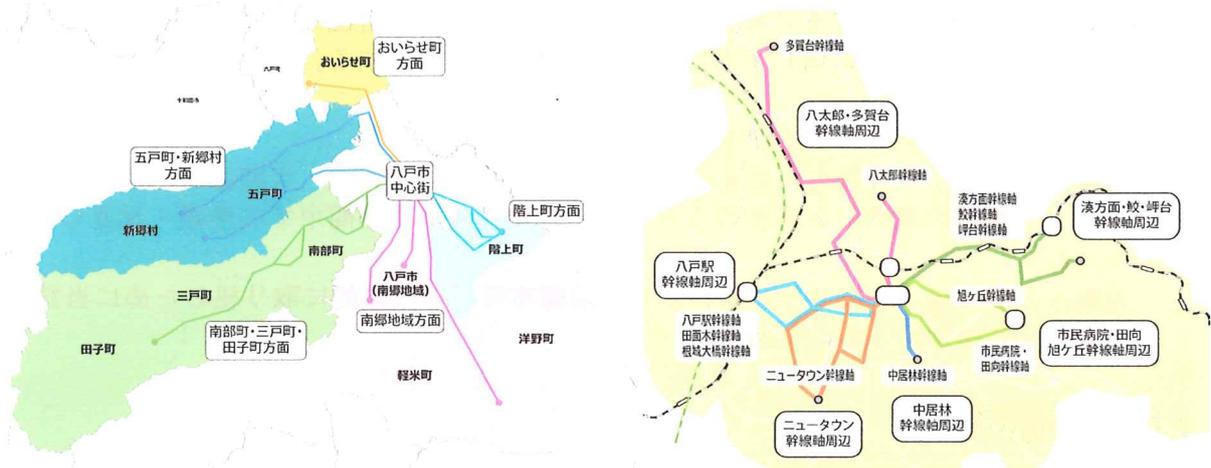


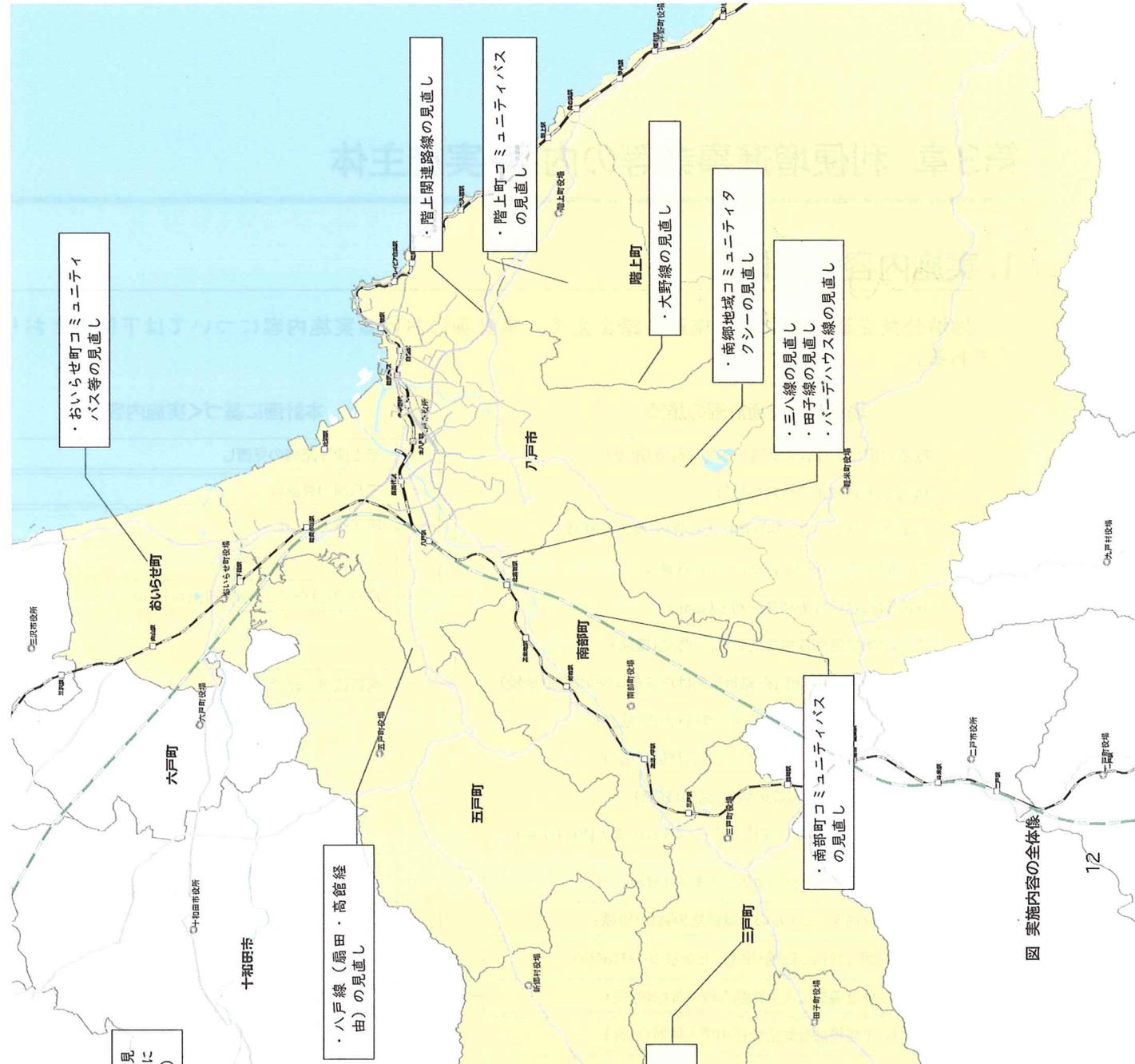
図 再編エリアの区分(左:圏域全体、右:八戸市内)

第3章 利便増進事業等の内容・実施主体

1. 実施内容の全体像

地域公共交通計画に示す施策を踏まえて、本計画における実施内容については下図のとおりである。





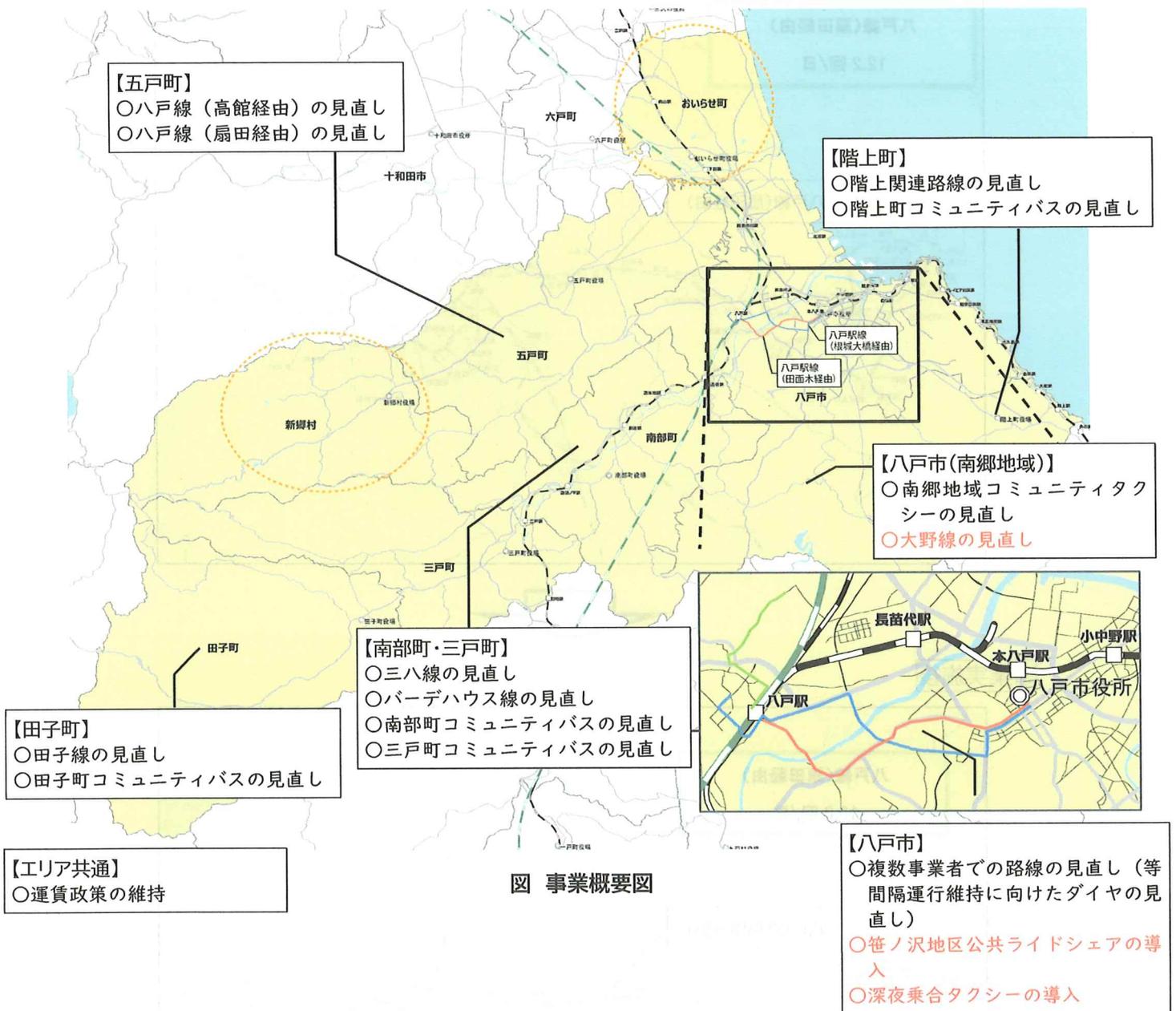
【エリア共通】
○運賃政策の維持

図 実施内容の全体像

2. 事業の内容及び実施主体

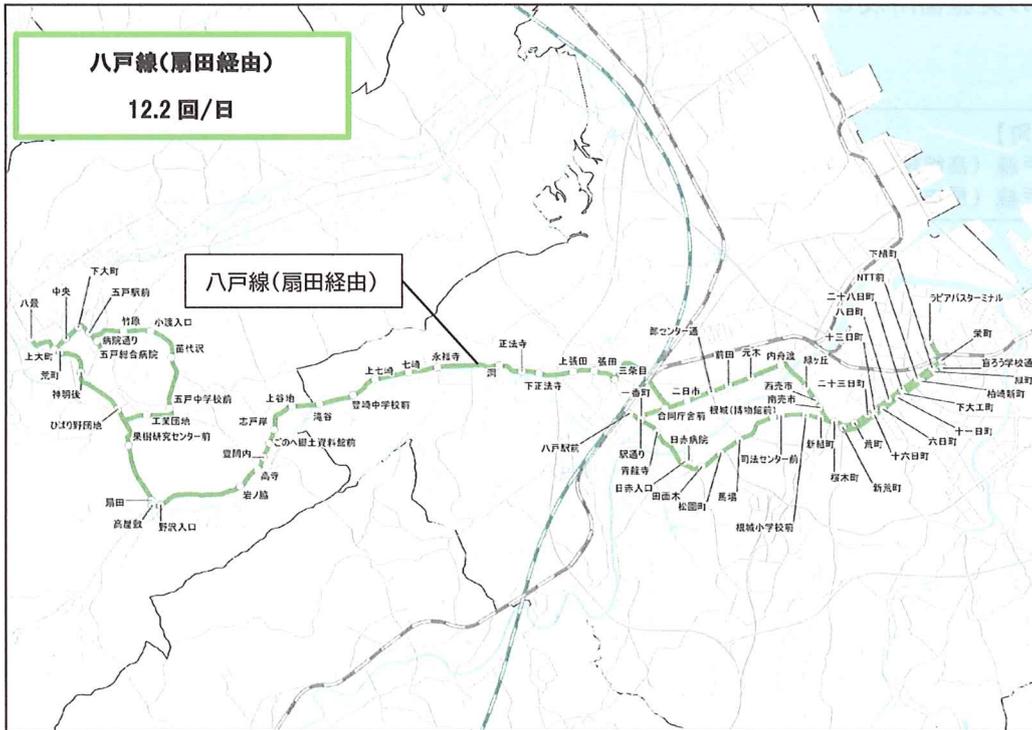
2-1 事業概要図

事業の実施箇所及び概要について、下図に示す。

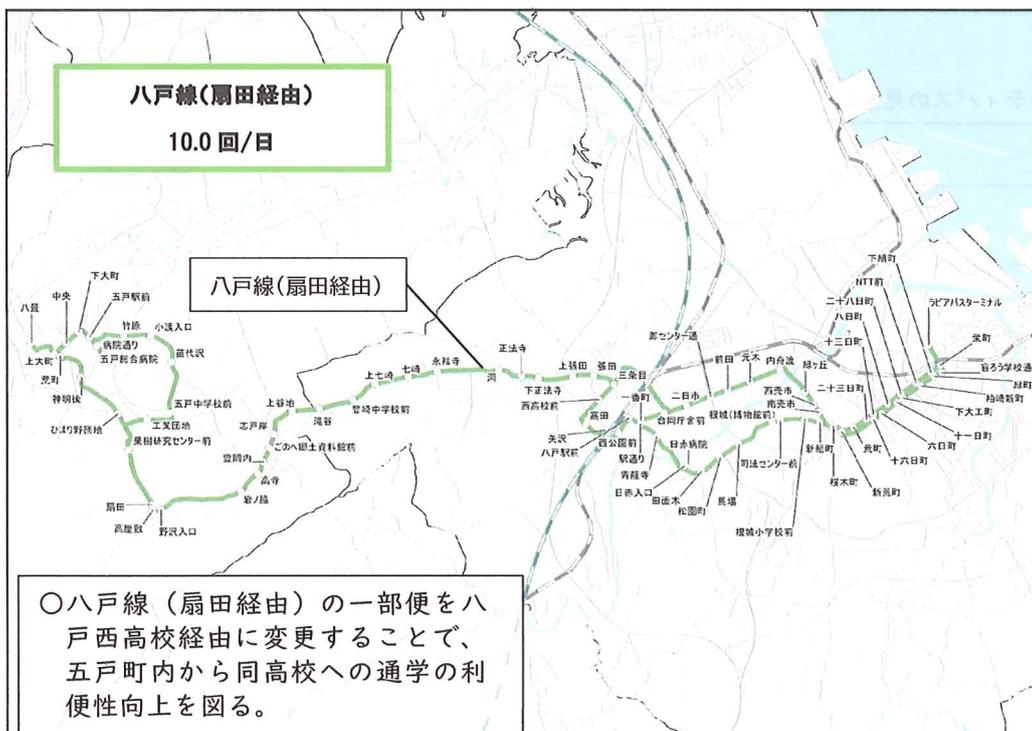


②運行概要図

事業実施前

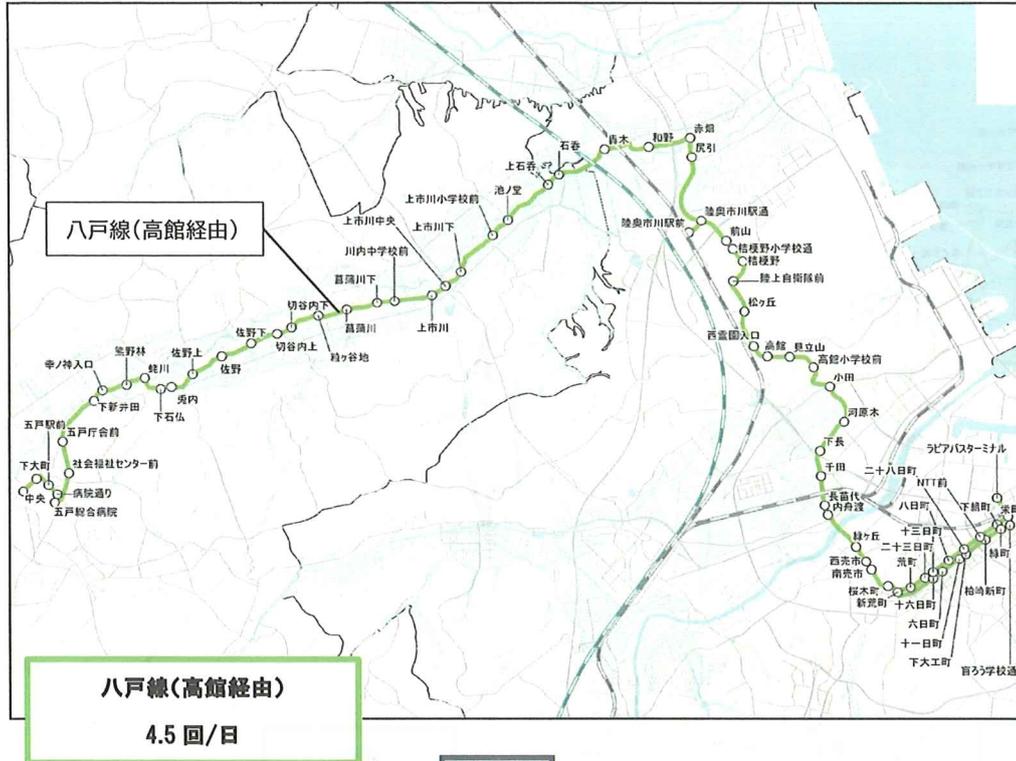


事業実施後

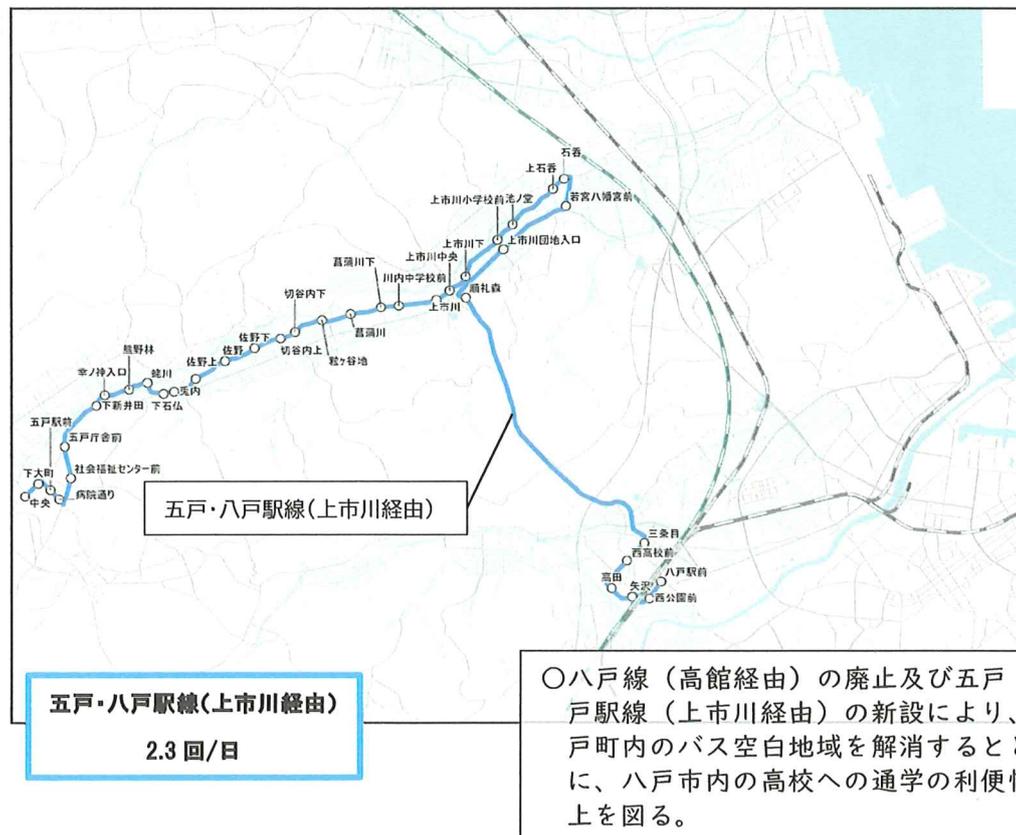


②運行概要図

事業実施前

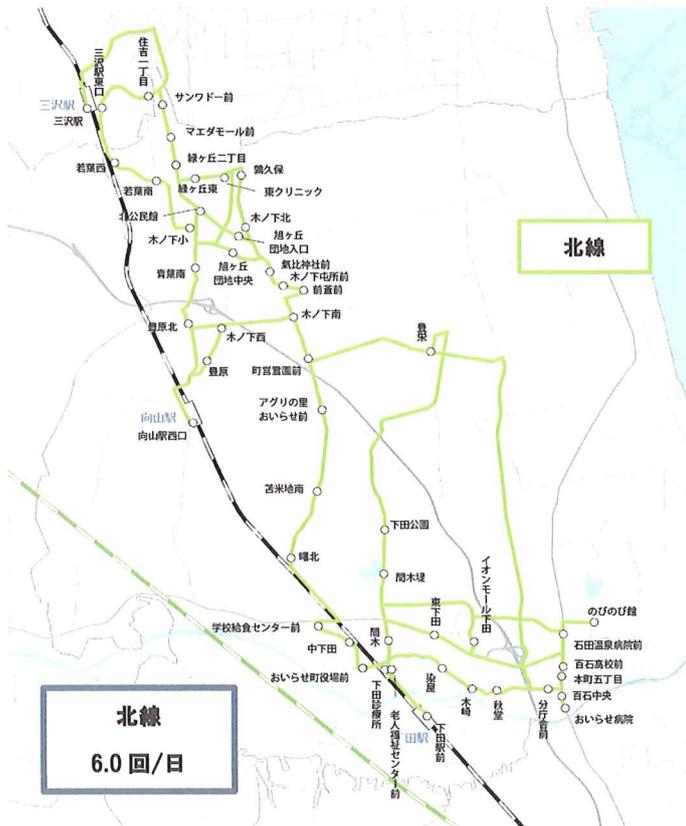


事業実施後

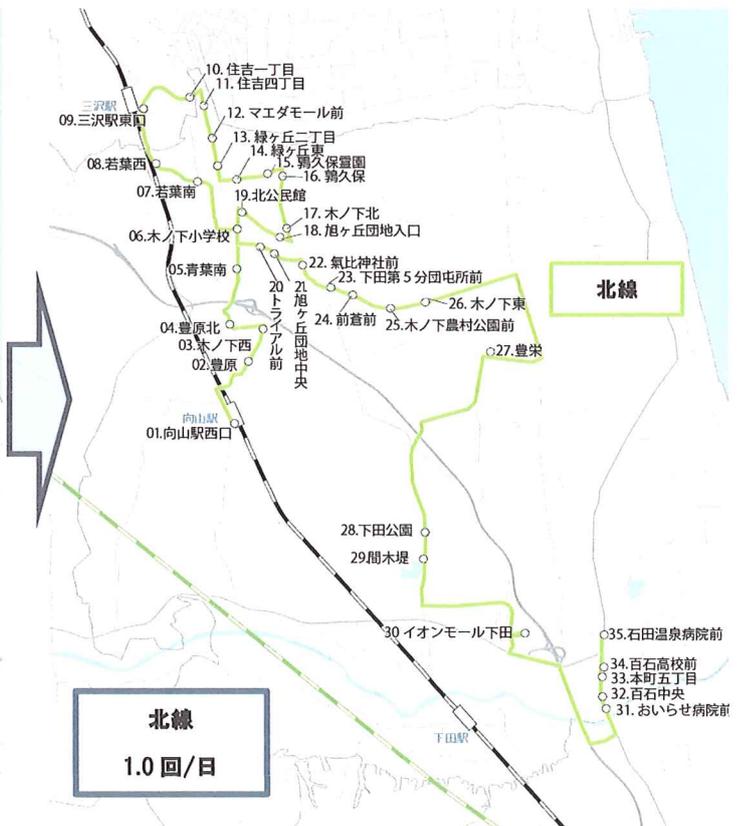


② 運行概要図

事業実施前



事業実施後



○朝と夕方の通学需要に対応する運行へ見直しを図る。

(2)大野線の見直し

①事業の概要

課題	<p>○大野線は八戸市から階上町を経由し、岩手県軽米町・洋野町へ運行する路線であり、八戸市中心街へ直接移動できる唯一の移動サービスであることもあり、各町から八戸市内の病院や高校への移動手段などに利用されている。</p> <p>○なお、沿線人口が少ないこともあり、利用者数は低迷する状況にあり、また運行する交通事業者の人材不足などもあり、現状のサービスレベルで運行を継続することは困難な状況にある。</p> <p>○今後も各町から八戸市への移動手段を確保・維持するため、より効率性の高い運行内容へと見直しを図ることが必要である。</p>
事業実施の方向性	<p>○大野線の事業種類を一般乗合旅客運送から自家用有償旅客運送へ変更し、持続可能な運行方法へ見直しを図る。</p> <p>○また、是川地区を経由する経路へ見直しを図り、八戸市内における利便性の向上を図る。</p>

表 事業の概要

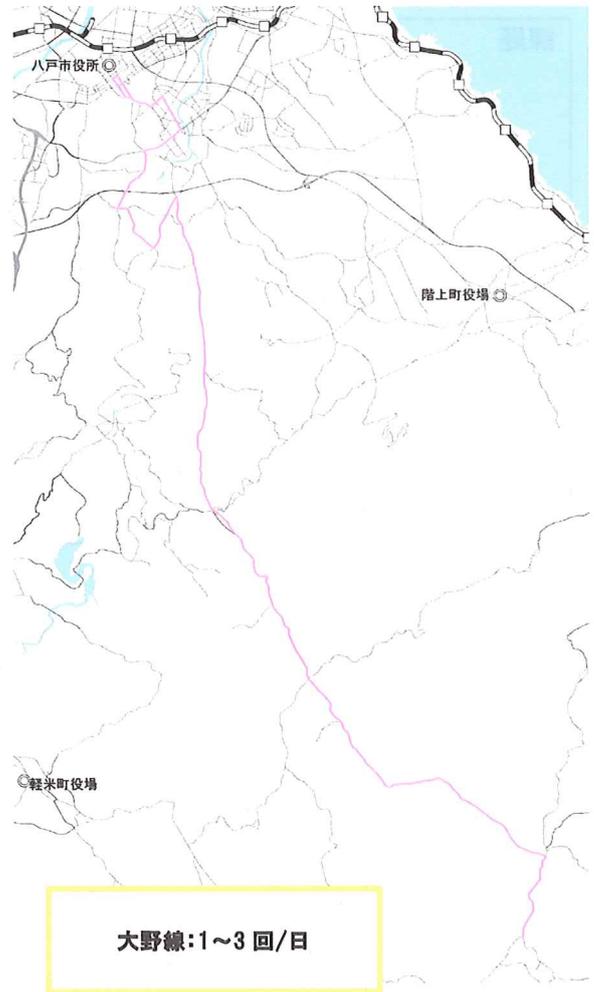
項目	事業実施前	事業実施
対象路線名	大野線	大野線
運営主体	岩手県北自動車	八戸市、階上町、軽米町、洋野町
運行事業者	岩手県北自動車	(株)東北都市交通
事業の種類	一般乗合旅客運送	自家用有償旅客運送
運行形態	定時定路線	定時定路線
運行回数	3.0回	1~3回
運賃	190~1,410円	190~610円
備考		

②運行概要図

事業実施前



事業実施後



- 大野線の事業種類を一般乗合旅客運送から自家用有償旅客運送へ変更し、持続可能な運行方法へ見直しを図る。
- また、是川地区を経由する経路へ見直しを図り、八戸市内における利便性の向上を図る。

表 運行間隔の概要

対象となる 区間	運行 事業者		最大待ち時間		
			平日	土曜	日曜・祝日
八戸駅前～ 中心街間	岩手県北自動車(株) 八戸市交通部	旧	10～15時台： 最大20分	10～15時台： 最大30分	10～15時台： 最大30分
		新	10～15時台： 最大15分 ※5分の短縮	10～15時台： 最大15分 ※15分の短縮	10～15時台： 最大15分 ※15分の短縮

②運行概要図



(2) 笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入

①事業の概要

課題	<p>○笹ノ沢地区は八戸駅から北東へ 3 kmほどに位置しており、駅まで徒歩 40 分以上かかる距離にあるものの、当該地区からの移動手段はタクシーのみであるなど、住民の移動が不便な状況にある。</p> <p>○当該地区の移動手段確保に向けては、長年にわたり地区からの要望が挙げられており、これらを踏まえて令和 5 年度には移動手段確保に向けて、当該地区と八戸駅を運行するバスの実証実験を行っている。</p> <p>○これらの結果等を踏まえて、当該地区における利便性向上に向けた検討を進めることが必要である。</p>
事業実施の方向性	○笹ノ沢地区と八戸駅間を結ぶ新たな移動サービス（公共ライドシェア）を導入する。（実証実験を踏まえた本格運行）

表 事業の概要

項目	事業実施前	事業実施
対象路線名	—	笹ノ沢地区公共ライドシェア
運営主体	—	笹ノ沢地域交通運営協議会
運行事業者	—	笹ノ沢地域交通運営協議会
事業の種類	—	自家用有償旅客運送
運行形態	—	定時定路線
運行回数	—	1～3回
運賃	—	200円
備考		

②運行概要図

事業実施後



笹ノ沢地区公共ライドシェア：
1～3回/日

○笹ノ沢地区と八戸駅間を結ぶ新たな移動サービス（公共ライドシェア）を導入する。

(3)深夜乗合タクシーの導入

①事業の概要

課題	<p>○八戸駅から八戸市中心街へ運行する路線バスは 22 時台が最終便となっているが、東京・仙台方面から八戸駅に到着する新幹線は 23 時台が最終であり、駅から中心街への移動手段の確保が課題であった。</p> <p>○これを踏まえて、路線バスが終了した 23 時台に当区間を運行する深夜乗合タクシー「シntaxン」を 2010 年に導入し、運行を行ってきたものの、コロナ禍の影響等から運行を休止していた。</p> <p>○コロナ禍が明けて、新幹線の利用者が回復したことを踏まえて、あらためて当区間の移動手段確保が求められたこともあり、予約制へ運行形態を変更し、令和 6 年から 7 年にかけて実証実験を行った。</p> <p>○この結果を踏まえて、今後も八戸駅利用者の利便性を確保するため、持続可能な移動サービスを確保することが必要である。</p>
事業実施の方向性	○八戸駅と八戸市中心街を運行する予約型深夜乗合タクシーを導入する。

表 事業の概要

項目	事業実施前	事業実施
対象路線名	—	予約型深夜乗合タクシー「シntaxン」
運営主体	—	シntaxン実行委員会
運行事業者	—	シntaxン実行委員会
事業の種類	—	一般乗合旅客運送
運行形態	—	不定期・定路線
運行回数	—	0.5～1.0 回
運賃	—	500～900 円
備考		

②運行概要図

事業実施後



予約型深夜乗合タクシー「シンタ
クン」:0.5~1回/日

○八戸駅と八戸市中心街を運行する予約型深夜
乗合タクシーを導入する。

表 事業の効果

項目	事業名	効果
南部町・三戸町・田子町方面	三戸町コミュニティバスの見直し	<p>■利便性の向上</p> <p>○公共交通不便地域に対する新たなコミュニティバスの運行及びデマンド型交通の導入により、公共交通の利用しやすさの向上、利用機会が増加し町内における利便性が向上。</p> <p>■効率性の向上</p> <p>○コミュニティバスの利用が少ない曜日をデマンド型運行に切り替えることにより、効率性が向上。</p>
	田子町コミュニティバスの見直し	<p>■利便性の向上</p> <p>○小学校の統廃合による移動ニーズの変化や、現状の利用実態等に合わせた見直しを行うことにより、町内における移動機会が増加し利便性が向上。</p>
五戸町・新郷村方面	八戸線（扇田経由）の見直し	<p>■利便性の向上</p> <p>○八戸駅付近を経由する系統を追加することにより、駅付近の高校への通学利便性の向上や、八戸駅へのアクセス性が向上し、利便性が向上。</p>
	八戸線（高館経由）の見直し	<p>■利便性の向上</p> <p>○新たに上市川付近を経由することにより、高校生の通学時の移動利便性が向上。</p>
おいらせ町方面	おいらせ町コミュニティバスの見直し	<p>■利便性の向上</p> <p>○地域住民のニーズ等に合わせてより利用しやすい移動サービスを提供することにより、地域における利便性が向上。</p>
南郷地域方面	南郷地域コミュニティタクシーの見直し	<p>■利便性の向上</p> <p>○復路の運行回数を増やすことにより、沿線住民の移動機会の維持。（一部地域では向上）</p>
	大野線の見直し	<p>■利便性の向上</p> <p>○洋野町・軽米町から八戸市中心街へ直接移動できる機会が維持される。</p> <p>○八戸市内の是川地区から八戸市中心街への移動機会が増加する。</p>
八戸駅幹線軸周辺	複数事業者での路線の見直し	<p>■利便性の向上</p> <p>○平日・土曜・日曜・祝日における最大待ち時間が短縮することにより、利用者の利便性が向上。</p>
	笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入	<p>■利便性の向上</p> <p>○笹ノ沢地区から八戸駅方面への移動機会が創出され、八戸市中心街などの各地域への乗り継ぎ機会が確保される。</p>
	深夜乗合タクシーの導入	<p>■利便性の向上</p> <p>○バスが運行していない時間帯の新幹線の二次交通として、八戸市中心街への移動機会が確保される。</p>

2026年4月1日 主なダイヤ改正内容について

1. 八戸市内完結路線の見直し（八戸市地域公共交通会議協議案件）

◆是川団地線及び是川団地・田向循環線の廃止 ⇒ 是川田向線として運行

◆西高校線／NT～西高校線

・矢沢～西高校間のルート変更（駅西区画整理事業）

2. 1. 以外の市町に跨る路線の見直し（青森県地域公共交通活性化協議会案件）

◆バーデハウス線減便

・平日バーデハウス17:20発最終便を減便（平日往5復5→往5復4ハ）

◆田子線減便

・朝の相内～田子線を南部病院前発とし、田子線のみなし系統（南部病院前～田子）とする。
また、三営～諏訪ノ平線は三戸駅止めとする。

・平日田子13:24発便を減便

・平日、土日祝田子18:15発便を減便

三戸町内→三戸駅方面行きの最終が17:50八戸行となってしまふ。対策として、三戸市内線
を運行することで、19:10の青い森鉄道に接続。復路は18:54着の青鉄受けを対応。

（田子線：平日往9復11→往10復9、土曜日往7復7→往7復6、日祝往7復7→往7復6）

◆三八線

・土曜日の三戸中央病院経由を非経由とする。（日祝日は非経由としている。）

合わせて、田子線／三戸市内線は、土日祝とも三戸中央病院経由としているが、非経由とする。

※三戸中央病院、土日祝日は休診

◆市ノ沢線

・平日ラピア→市ノ沢行の夕方4本を3本に調整（1便減）し、また、市ノ沢18:22発最終便を
減便とする。（平日往8復8→往7復7）

◆五戸～八戸（扇田／西高校／日赤病院）線／五戸～八戸駅（上市川）線

・矢沢～西高校間のルート変更（駅西区画整理事業）に合わせて、西高経由に統一

◆大野線廃止 ⇒ 自家用有償運送への切り替え

・廃止については、青森県及び岩手県へ申入れ中。

八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 八戸圏域地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、八戸圏域地域公共交通計画（以下「圏域公共交通計画」という。）及び第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「圏域利便増進実施計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 圏域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 圏域利便増進実施計画の作成及び変更の意見聴取に関する事項
- (3) 圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者を以って構成する。

- (1) 八戸圏域8市町村長が指名する職員
- (2) 国及び青森県における関係行政機関の職員
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸圏域内の旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者
- (5) 学識経験者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) その他協議会が必要と認める者
- (8) 協議会は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

(会長及び監事)

第4条 協議会に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 監事 2名
- 2 会長は委員の互選により定める。
 - 3 監事は会長の指名により定める。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 5 監事は、出納監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 協議会の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、書面にて協議することができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 協議会は、必要があるときは、協議会の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が協議会に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。